

かごしまBizホール使用規程

鹿児島県中小企業団体中央会

(目 的)

第1条 この規程は、鹿児島県中小企業団体中央会（以下「当会」という。）の所有する会議室（以下「かごしまBizホール」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(統括管理責任者)

第2条 かごしまBizホールの管理に関する責任者（以下「統括管理責任者」という。）は、専務理事とする。

(管理責任者)

第3条 かごしまBizホールの使用運営に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、事務局長とする。

(かごしまBizホールの使用)

第4条 かごしまBizホールの使用は、原則として下記を除く日の午前9時から午後5時までとし、使用時間には事前の準備、事後の片付けに要する時間も含む。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日（祝日が日曜日と重なる場合はその翌日）
- (3) 当会が特に定めた日

(使用者)

第5条 使用者は、当会の会員、会員を構成する事業者とする。ただし、当会が認める場合は、その他の事業者も使用できる。

(使用内容)

第6条 かごしまBizホールの使用は、中小企業の振興・発展に係る教育研修、会議、物品の展示・販売等を目的としたものに限る。

(使用料)

第7条 使用料は、別表1のとおりとし、使用前1週間までに指定口座への振込とする。なお、振込手数料等は、使用者の負担とする。

(使用料の特例措置)

第8条 次の各号に掲げる場合、使用料を減額することができる。

(1) 当会が減額の必要があると認めたとき

(キャンセル料)

第9条 使用の承認を受けた者が取消を申し出た場合、別表2に掲げるキャンセル料を請求する。ただし、自然災害等の発生に伴う取消しについては、この限りではない。

(使用許可の申請及び承認)

第10条 使用許可の申請は、原則として、使用期日10日前までにかごしまBizホール使用許可申請書を当会へ提出し、管理責任者の承認を受けなければならない。

(使用の制限等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力、暴力団等反社会的勢力との関係がある場合、暴力団等反社会的勢力に類する行為があると認めるとき
- (2) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき
- (3) 建物及びその附属設備を棄損、または持ち出すおそれがあると認めるとき
- (4) 他人の迷惑になるような言動等があると認めたとき
- (5) 当会の指示に従わないとき
- (6) 管理に著しく支障があると認めたとき
- (7) その他統括管理責任者が必要と認めるとき

(使用者の守るべき事項)

第12条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議参加者の駐車場利用は認めない
- (2) 収容定員を超えて入館させないこと
- (3) 許可なく飲食（食事、ペットボトル以外の飲物）を行わないこと
- (4) 許可なく火気を使用しないこと
- (5) 許可なく使用を許可した以外の施設を使用しないこと
- (6) 使用した際に出たゴミは必ず持ち帰ること
- (7) かごしまBizホール使用後は原状回復（貸与設備等の使用前の状態に戻すことを含む）すること
- (8) 施設内は全館禁煙とする（駐車場側の喫煙コーナーの利用は可）
- (9) その他管理責任者が指示すること

(使用後の点検)

第13条 使用者は、施設、設備、その他を原状に復したときは、当会の点検を受けなけ

ればならない。

(損害賠償)

第14条 使用者が、建物、設備等を棄損、汚損、若しくは滅失したときは、遅滞なくその旨を報告し、損害の限度において弁償しなければならない。

2 かがしまBizホール使用に際して起こった盗難、事故等については、使用者がその責を負うものとする。

3 使用者は、前項について遅滞なく管理責任者に報告しなければならない。

(細 則)

第15条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、会長が行う。

附 則

1. この規程は、令和7年1月1日から施行する。